年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和8年 10 月 21 日答申分

〇答申の概要

（1）年金記録の訂正の必要があるとするもの　　0件

国 民 年 金 関 係　　0件

厚生年金保険関係　　0件

（2）年金記録の訂正を不要としたもの　　2件

国 民 年 金 関 係　　2件

厚生年金保険関係　　0件

厚生局受付番号　：　東海北陸（受）第2600469号
厚生局事案番号　：　東海北陸（国）第2600012号

第１　結論

昭和63年４月から平成元年３月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和36年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請　求　期　間　：　昭和63年４月から平成元年３月まで

私は、大学院を昭和63年３月に修了した直後の同年４月１日に就職し、翌年に確定申告を行った。その後、Ａ市役所から、所得が発生しているので国民年金を納めるようにと指導が入ったため、平成元年６月か７月頃に国民年金の加入手続を行った。保険料については、後日、郵送された納付書を使用して、昭和63年度及び平成元年度に係る２年間分の保険料として30万円ぐらいを、金融機関において一括納付したが、請求期間について、国民年金に加入及び納付した記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第３　判断の理由

日本年金機構が保管するＡ市の国民年金被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）及びオンライン記録によると、請求者の国民年金被保険者資格取得の届出は、請求者の陳述のとおり、平成元年７月５日に同市において行われており、資格取得年月日は平成元年４月１日とされていることが確認でき、当該届出に係る事務処理は平成元年８月24日に行われていることが確認できる。

また、上述の届出（平成元年７月５日）の際に、請求者の主張のとおり、昭和63年４月まで遡って被保険者資格を取得した場合、請求者は、請求期間の保険料を過年度保険料として納付することが可能であった。

しかしながら、Ａ市は、請求者の国民年金被保険者記録は、平成元年４月１日から平成３年12月２日までである旨回答しており、当該被保険者記録の資格取得年月日は、上述の被保険者名簿及びオンライン記録の資格取得年月日と一致している上、同市は、請求期間に係る国民年金の記録及び納付記録について確認できる資料の保管はなく、請求期間当時、過年度保険料に係る納付書を発行していたかは不明である旨回答している。

また、請求者の主張に沿って、請求期間において保険料を納付するためには、上述の平成元年４月１日を資格取得年月日とする国民年金手帳記号番号以外の別の手帳記号番号が払い出され、請求期間において被保険者資格を取得していなければ、制度上、請求期間の保険料を納付することができなかったこととなる。しかし、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録により、請求者の氏名に関して誤りが生ずる可能性のある読み方等を考慮して、再度確認を実施しても、請求者に対しては、上述の国民年金手帳記号番号以外に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

以上のことから、請求者は、請求期間当時において国民年金に未加入であり、請求者に対して納付書が発行されることはなく、請求者が請求期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、日本年金機構が保管するＡ市の国民年金印紙検認状況表によると、請求期間直後の平成元年４月から同年９月までの保険料（４万8,000円）を同年９月１日、平成元年10月の保険料（8,000円）を同年12月４日、平成元年11月から平成２年３月までの保険料（４万円）を平成元年12月29日に納付しており、オンライン記録によると、前納保険料として平成２年度の保険料（９万8,370円）を平成２年４月27日、平成３年４月から同年11月までの保険料（７万890円）を同年４月30日にそれぞれ一括納付したことが確認できるが、昭和63年度の過年度保険料及び平成元年度の現年度保険料を一括納付した事実は確認できない。

加えて、請求者は、昭和63年度及び平成元年度の保険料として30万円ぐらいを一括納付した旨陳述しているが、請求期間を含む昭和63年４月から平成２年３月までの期間に係る保険料を納付した場合の保険料額は18万8,400円であり、請求者の主張する金額と相違している。

このほか、請求者が保険料を納付したとする金融機関は、請求期間に係る領収済通知書等の保管はない旨陳述している上、請求者が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

厚生局受付番号　：　東海北陸（受）第2600473号
厚生局事案番号　：　東海北陸（国）第2600013号

第１　結論

平成５年２月から同年 10 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和41年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請　求　期　間　：　平成５年２月から同年10月まで

私は、再度、大学受験をするためにそれまで勤務していた会社を平成５年 1 月末で退職し、同年２月から国民年金に加入した。当時、実家はＡ市にあったので、加入手続は、母親がＡ市役所で行ってくれた。保険料は、退職して無収入であったため、平成14年に再就職するまで母親が納付してくれた。納付方法としては、平成５年２月頃及び同年５月頃、社会保険事務所（当時）及び役所内の金融機関有人ブースで何か月分かをまとめて保険料を納付したが、自営業であり忙しく、頻繁に社会保険事務所へ足を運ぶ事はできないため、平成５年10月頃からは、父親の金融機関の口座から口座振替に変更し納付した旨母親から聞いている。

しかし、現在、国の記録では、請求期間は未納とされている。父親は既に他界しており、実家の自営業も廃業しているため、父親の通帳や確定申告等の保険料を納付したことが分かる資料は処分されているが、請求期間のみ納付していないとは考え難いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第３　判断の理由

請求者から提出された年金手帳、日本年金機構が保管するＡ市の国民年金被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）及びオンライン記録によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、平成７年 11 月８日に被保険者名簿が同市で作成され、社会保険事務所（当時）において国民年金の第１号被保険者として資格を取得する事務処理が平成７年 12 月４日に行われていることが確認できることから、平成７年11月頃に国民年金の加入手続が行われ、同市で払い出されたことが推認でき、その際に、厚生年金保険被保険者資格を喪失した平成５年２月１日に遡って国民年金被保険者資格を取得したものと考えられる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、請求者の氏名に関して誤りが生ずる可能性のある漢字、読み方等を考慮し

て、再度、確認を実施しても、上述のＡ市において払い出された国民年金手帳記号番号以外に別の手帳記号番号が払い出され、請求期間に係る国民年金の被保険者資格を取得していた形跡は見当たらない。

さらに、上述の国民年金資格取得事務処理年月日（平成７年 12 月４日）を基準とすると、請求期間の保険料については、既に２年の時効が成立している上、日本年金機構は、時効が完成した期間について、過年度保険料の納付書を発行することはできない旨回答している。

あわせて、オンライン記録によると、請求期間直後の平成５年 11 月から平成７年３月までの過年度保険料（18 万 5,700 円）を平成７年 12 月 25 日、平成７年４月から同年 12 月までの現年度保険料（10 万 5,300 円）を平成７年 11 月 22 日に納付したことが確認できる。

これら保険料の納付状況等を踏まえると、母親は、請求期間の保険料については、時効により納付できず、当該納付時点で時効が成立していなかった請求期間直後の保険料から納付を開始したものと推察される。

加えて、Ａ市は、請求期間当時、保険料収納事務の取扱いは、原則、現年度保険料のみであるところ、納付方法は納付書による自主納付または口座振替による納付としており、請求期間当時、役所内の銀行派出所で保険料を納付することは可能であったが、請求者の請求期間に係る資料は保管していない旨回答及び陳述している上、金融機関は、請求期間当時、役所内の銀行派出所では、国民年金の現年度保険料を納付することは可能であったが、過年度保険料を納付することはできず、入金伝票の保管期間は 10 年間である旨陳述している。

このほか、母親が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、ほかに請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。